

7 医第 612 号
令和 8 年(2026 年) 3 月 30 日

保健福祉事務所長 様
中核市保健所長 様

健康福祉部長
(公印省略)

「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取り扱いについて」の改正について（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありました。

主な内容は、巡回診療については、原則として診療所の開設に該当し、例外的な場合に限り、その手続を簡素化しているところですが、都道府県や病院又は診療所の事務負担が大きい等の課題があることを踏まえ、既存の手続き等の見直しや解釈の明確化が行われたため、周知するものです。

については、内容について御承知おきいただくとともに、貴管下医療機関及び関係団体への周知をお願いします。

なお、一般社団法人長野県医師会へは別添のとおり通知しました。

(問合せ先)

担 当：医療政策課企画管理係 宮坂
電 話：026-235-7145 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2681
E-mail：kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp